

大分県報

平成二十八年
号外（二三）
三月三十日

（水曜日）

目次

条	例
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正	一
大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正	六
職員の退職管理に関する条例の制定	六
地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	七
大分県職員定数条例の一部改正	一八
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正	一九
大分県使用料及び手数料条例の一部改正	一九
大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正	二七
大分県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正	二八
指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正	二八
大分県安心こども基金条例の一部改正	三〇
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正	三〇
障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の制定	三一
指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正	三五
大分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正	三七
大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正	三七
大分県いじめ問題調査委員会条例の制定	三八
大分県就農支援資金特別会計設置条例の廃止	三九
大分県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部改正	三九
大分県建築基準法施行条例の一部改正	三九

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定…三九
大分県地方警察職員定数条例の一部改正…四〇

○条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「個人番号の利用」の下に「及び法第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第四条第一項中「掲げる事務」の下に「並びに別表第一の上欄に掲げる実施機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び別表第二の上欄に掲げる実施機関が行う同表の中欄に掲げる事務」を加え、同条に次の三項を加える。

3 別表第二の上欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該実施機関が保有するものを利用することができる。

4 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

5 別表第三の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うことができる。

第四条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報の提供）

第四条の二 法第十九条第九号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合

は、別表第四の第一欄に掲げる実施機関が、同表の第三欄に掲げる実施機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

附則の次に別表として次の四表を加える。

別表第一(第四条関係)

実施機関	事務
一 知事	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
二 知事	大分県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年大分県条例第十三号)による共済制度の加入者に対する掛金又は加算掛金の減額又は免除に関する事務(以下「心身障害者扶養共済制度に係る掛金等の減額等に関する事務」という。)であつて規則で定めるもの
三 知事	療育手帳(児童相談所(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十二条第一項に規定する児童相談所をいう。)又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所をいう。))において知的障害であると判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
四 知事又は教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に準じて行う高等学校等(同法第二条の高等学校等をいう。以下同じ。)を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対する学び直し支援金の支給に関する事務(以下「学び直し支援金の支給に関する事務」という。)であつて規則で定めるもの

別表第二(第四条関係)

実施機関	事務	特定個人情報
一 知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法による保護に準じて行う外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
二 知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	一 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの 二 療育手帳に関する情報(以下「療育手帳関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
三 知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	一 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの 二 療育手帳関係情報であつて規則で定めるもの

五 知事又は教育委員会
高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に準じて行う高校生等の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務(以下「高校生等奨学給付金の支給に関する事務」という。)であつて規則で定めるもの

六 教育委員会
特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に準じて行う特別支援学校等に就学する児童又は生徒の保護者等に対する特別支援教育就学奨励費(以下「条例特別支援教育就学奨励費」という。)の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの

四 知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
五 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
六 知事	地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	一 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による戦傷病者手帳に関する情報（以下「戦傷病者手帳関係情報」という。）であつて規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの 三 療育手帳関係情報であつて規則で定めるもの
七 知事	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	一 戦傷病者手帳関係情報であつて規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの 三 療育手帳関係情報であつて規則で定めるもの
八 知事	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	療育手帳関係情報であつて規則で定めるもの
九 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦について便宜の供与に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
十 知事	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）による賃貸住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	一 戦傷病者手帳関係情報であつて規則で定めるもの 二 療育手帳関係情報であつて規則で定めるもの
十一 知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支給交付又は配偶者支学金（以下「中国残留邦人等支給交付等」という。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
十二 知事	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの

<p>十三 知事</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>十四 知事</p>	<p>生活保護法による保護に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>一 災害救助法（昭和二十二年法律第一百八十八号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 二 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 五 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 六 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの 七 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 八 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>

別表第三（第四条関係）

<p>十五 知事</p>	<p>心身障害者扶養共済制度に係る掛金等の減額等に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>九 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 二 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 三 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>十六 知事又は教育委員会</p>	<p>学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金支給関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p>
<p>個人番号を利用した事務を行う者</p>	<p>事務</p>	
<p>一 町村長</p>	<p>生活保護法による保護に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	
<p>二 市町村長</p>	<p>心身障害者扶養共済制度に係る掛金等の減額等に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	
<p>三 市町村長</p>	<p>療育手帳の交付に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	
<p>四 私立の高等学校等の設置者</p>	<p>学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	
<p>五 高等学校等（大分県が設置するものを除く。）の設置者</p>	<p>高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	

別表第四（第四条の二関係）

情報照会実施機関	一 知事	情報提供実施機関	特定個人情報
事務	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	一 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（以下「法定特別支援教育就学奨励費支弁関係情報」という。）であつて規則で定めるもの 二 学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「学校保健安全法医療援助関係情報」という。）であつて規則で定めるもの 三 条例特別支援教育就学奨励費の支弁に関する情報（以下「条例特別支援教育就学奨励費支弁関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

二 知事	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	一 法定特別支援教育就学奨励費支弁関係情報であつて規則で定めるもの 二 学校保健安全法医療援助関係情報であつて規則で定めるもの 三 条例特別支援教育就学奨励費支弁関係情報であつて規則で定めるもの
三 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	就学支援金支給関係情報であつて規則で定めるもの
四 知事	生活保護法による保護に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	一 法定特別支援教育就学奨励費支弁関係情報であつて規則で定めるもの 二 学校保健安全法医療援助関係情報であつて規則で定めるもの 三 条例特別支援教育就学奨励費支弁関係情報であつて規則で定めるもの
五 知事	学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	一 就学支援金支給関係情報であつて規則で定めるもの 二 高等学校等を中途退学した後再び

平成二十八年三月三十日

大分県報号外（条例）

六 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	高等学校等で学び直す者に対する学び直し支援金の支給に関する情報(以下「学び直し支援金支給関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
七 教育委員会	学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	一 就学支援金支給関係情報であつて規則で定めるもの 二 学び直し支援金支給関係情報であつて規則で定めるもの

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第九号」を「第十九条第十号」に改める。

第二条第二項第一号中「第二項」の下に「(これらの規定を法第二十六条において準用する場合を含む。)」を加える。

第四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第四条の二第一項中「第十九条第九号」を「第十九条第十号」に改める。

第六条の表の第二十四条第五項の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」

の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提

供者」を、「第二項」の下に「(これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項の市町村の欄及び四の項の市町村の欄中「別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町及び玖珠町」を「各市町村」に改める。

別表第二の十二の項の事務の欄の第一号中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第二十四条第十二項第一号

別表第二の三十五の項の事務の欄の第一号中「規則第四条第一号から第六号までに規定する」を「別に規則で定める」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年七月四日から施行する。ただし、別表第二の三十五の項の改正規定は公布の日から、同表の十二の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

職員員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第五号

職員員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第二条 法第三十八条の二第二項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者（同条第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第三十八条の二第二項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役員（同項に規定する役員をいう。）又は同条第八項の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第一項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。（任命権者への届出）

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続き退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後二年間、営利企業（法第三十八条第一項の営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならぬ。

（過料）
第四条 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第六号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「標準的な」を削り、「人事委員会が定める」を「級別基準職務表（別表第七）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第七条第四項中「同日前」の下に「において人事委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第七条第五項中「前項に」を「前項前段に」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第六項中「同項に」を「同項前段に」に、「良好である」を「良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第二十三条第一項中「に対し、」の下に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七（第六条関係）

1 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	主査又は主任の職務
4 級	1 主幹又は副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務 3 地方機関の課長の職務
5 級	1 課長補佐（室長補佐を含む。以下同じ。）の職務 2 困難な業務を行う主幹の職務 3 困難な業務を行う地方機関の課長の職務
6 級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長（本庁の所長又は室長を含む。以下同じ。）、総務企画監又は参事の職務 2 地方機関の次長の職務 3 地方機関の部長、室長、総務企画監又は参事の職務
7 級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長、総務企画監又は参事の職務 2 地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の次長の職務 4 困難な業務を行う地方機関の部長、室長、総務企画監又は参事の職務
8 級	1 本庁の審議監又は局長の職務 2 参事監の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務
9 級	1 本庁の部長又は会計管理者の職務 2 理事の職務 3 委員会等の事務局の長の職務

備考1 この表及び3の表において、「本庁」とは、知事部局の本庁その他人事委員会規則で定める機関をいう。

2 この表、3の表及び4の表において、「地方機関」とは、大分県振興局設置条例（平成2年大分県条例第2号）第1条の規定により設置された振興局その他人事委員会規則で定める地方機関をいう。

3 「委員会等の事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第1項の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第138条の4第1項の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。

平成二十八年三月三十日

大分県報号外（条例）

2 研究職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う研究員又は学芸員の職務
2級	研究員又は学芸員の職務
3級	1 高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務 2 主幹研究員又は主幹学芸員の職務 3 主任研究員又は主任学芸員の職務 4 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員又は学芸員の職務
4級	1 特に高度の知識経験に基づき広範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務 2 専門研究員の職務 3 特に高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う主幹研究員又は主幹学芸員の職務
5級	1 極めて高度の知識経験に基づき広範囲にわたる研究の統括、調整等を行う職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を独立して行う専門研究員の職務

平成二十八年三月三十日

大分県報号外（条例）

3 医療職給料表(一)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	医師の職務
2 級	主任医師の職務
3 級	1 本庁の課長又は参事の職務 2 本庁の課長補佐、主幹又は医療主幹の職務 3 地方機関の長又は副所長の職務
4 級	1 参事監の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長又は参事の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務

4 医療職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	技師の職務
2 級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務 2 学校栄養職員の職務
3 級	1 主査又は主任学校栄養職員の職務 2 主任の職務 3 困難な業務を行う学校栄養職員の職務
4 級	1 困難な業務を行う主査又は主任学校栄養職員の職務 2 困難な業務を行う主任の職務 3 特に困難な業務を行う学校栄養職員の職務
5 級	1 課長補佐、主幹、副主幹又は専門学校栄養職員の職務 2 特に困難な業務を行う主査又は主任学校栄養職員の職務 3 地方機関の課長の職務
6 級	1 参事の職務 2 地方機関の長、次長又は部長の職務
7 級	1 困難な業務を行う参事の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長、次長又は部長の職務

平成二十八年三月三十日

大分県報号外(条例)

5 海事職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	各手又は各員の職務
2級	1 二等航海士、二等機関士、専門員又は技師（以下「二等航海士等」という。）の職務 2 各長の職務 3 困難な業務を行う各手又は各員の職務
3級	1 小型船舶の船長又は機関長の職務 2 一等航海士、一等機関士、通信長又は主任船舶技師（以下「一等航海士等」という。）の職務 3 困難な業務を行う二等航海士等の職務 4 困難な業務を行う各長の職務 5 特に困難な業務を行う各手又は各員の職務
4級	1 中型船舶（2種）の船長又は機関長の職務 2 困難な業務を行う小型船舶の船長又は機関長の職務 3 困難な業務を行う一等航海士等の職務 4 特に困難な業務を行う二等航海士等の職務 5 特に困難な業務を行う各長の職務
5級	1 中型船舶（1種）の船長又は機関長の職務 2 困難な業務を行う中型船舶（2種）の船長又は機関長の職務
6級	困難な業務を行う中型船舶（1種）の船長又は機関長の職務

- 備考1 「各手又は各員」とは、操だ手、操機手、甲板員、機関員又は司ちゆう員をいう。
- 2 「各長」とは、甲板長又は操機長をいう。
- 3 「中型船舶（1種）」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数20トン以上500トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数200トン以上1,600トン未満の船舶をいう。
- 4 「中型船舶（2種）」とは、近海区域を航行区域とする総トン数20トン以上200トン未満の船舶をいう。
- 5 「小型船舶」とは、近海区域を航行区域とする総トン数20トン未満の船舶又は沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする船舶をいう。
- 6 中型船舶（1種）、中型船舶（2種）又は小型船舶の特に困難な業務を行う各手又は各員（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第4条第1項の海技免許を有する者に限る。）及び人事委員会の定める者の職務は、4級に分類する。

6 公安職給料表級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	巡査の職務
2 級	1 巡査長の職務 2 困難な業務を行う巡査の職務
3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う巡査長の職務
4 級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 警察本部の課長補佐又は班長の職務 2 警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務
6 級	1 警察本部の次席の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長補佐又は班長の職務 3 警察署の副署長の職務 4 困難な業務を行う警察署の課長の職務
7 級	1 警察本部の課長（警察本部の室長を含む。以下同じ。）又は企画官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の次席の職務 3 警察署の署長の職務 4 困難な業務を行う警察署の副署長の職務
8 級	1 困難な業務を行う警察本部の課長又は企画官の職務 2 特に困難な業務を行う警察本部の次席の職務 3 警察学校の副校長の職務 4 困難な業務を行う警察署の署長の職務 5 特に困難な業務を行う警察署の副署長の職務
9 級	1 警察本部の部長、参事官又は管理官の職務 2 警察学校の校長の職務 3 特に困難な業務を行う警察署の署長の職務

平成二十八年三月三十日

大分県報号外（条例）

7 教育職給料表(一)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	県立学校の講師、実習助手又は寄宿舍指導員の職務
2級	1 県立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（講師にあつては、任用の期限を付さない者及び地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者に限る。）の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする県立学校の実習助手又は寄宿舍指導員の職務
特2級	県立学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
3級	県立学校の副校長又は教頭の職務
4級	県立学校の校長の職務

8 教育職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師の職務
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（講師にあつては、任用の期限を付さない者及び地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者に限る。）の職務
特2級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務

平成二十八年三月三十日

大分県報号外（条例）

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。
 第四条第二項中「人事委員会規則で定める基準」を「別表」に改める。
 第五条第二項中「第二十一条の二」を「第二十一条の二第一項」に改める。
 附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条関係)

号給	基準となる業務
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第五条第三項中「人事委員会規則で定める基準」を「第一号任期付研究員については別表第一に、第二号任期付研究員については別表第二」に改める。

第六条第二項中「第二十一条の二」を「第二十一条の二第一項」に改める。

附則の次に別表として次の二表を加える。

平成二十八年三月三十日

大分県報号外(条例)

一五

別表第1 (第5条関係)

号 給	基 準 と な る 研 究 業 務
1号給	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合
2号給	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合
3号給	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合
5号給	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合
6号給	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合

別表第2 (第5条関係)

号 給	基 準 と な る 研 究 業 務
1号給	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合
2号給	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合
3号給	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年大分県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「十二月一日」を「十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に」、「勤務成績」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況」に、「六月一日及び十二月一日前」を「これらの基準日前」に改める。

第十二条第二項第三号中「附則第四項」を「附則第五項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第五条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「及びその日」を「同日」に、「そのいずれかの日」を「その次の昇給の日」に改める。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第六条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年大分県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「及びその日」を「同日」に、「そのいずれかの日」を「その次の職員の昇給を行う日」に改める。

(職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第七条 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年大分県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及びその日」を「同日」に、「そのいずれかの日」を「その次の職員の昇給を行う日」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第八条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「反する休職」の下に「及び降給」を加え、「及び休職」を「休職及び降給」に改める。

第七条を第九条とする。

第六条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第八条とする。

第五条を第七条とし、第四条を削る。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(休職の効果)」を付し、同条第一

項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第六条とする。

第二条の見出し中「及び休職」を「休職及び降給」に改め、同条第一項中「又は」を削り、「休職する場合」の下に「又は前条第一項に該当するもの(法第二十八条第一項第二号の規定に該当するものに限る。）」として職員を降格する場合」を加え、「二名」を「二人」に改め、同条第二項中「若しくは免職、又は休職」を「免職、休職又は降給」に改め、同条を第五条とする。

第一条の次に次の三条を加える。

(降給の種類)

第二条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の低位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

(休職の事由)

第三条 任命権者は、職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを休職にすることができる。

- 一 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- 二 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた場合

2 法第二十八条第二項各号又は前項各号に掲げる場合のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間満了により復職した場合において、定数に欠員がないときには、任命権者は、第六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これを休職にすることができる。

(降給の事由)

第四条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、法第二十八条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを降格することができる。

2 任命権者は、法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当するときは、職員を降号することができる。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大分県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第五号中「一若し

くは」を「いずれか若しくは」に、「第四条第一項各号」を「第三条第一項各号」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年大分県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改め、同項第五号中「第四条第一項各号」を「第三条第一項各号」に改める。

第三条第五号中「第四条第一項各号」を「第三条第一項各号」に改める。

第四条中「第三条第二項」を「第三条第四号」に改める。

第十一条第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改め、同条第五号中「第四条第一項各号」を「第三条第一項各号」に改める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十一条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年大分県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同条中同号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第二条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十二条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年大分県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「十二月一日に」を「十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に」、「六月一日及び十二月一日以前」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に、「六月一日及び十二月一日前」を「これらの基準日前」に改める。

(大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十三条 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十八年大分県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「十二月一日に」を「十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に」、「六月一日及び十二月一日以前」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に、「六月一日及び十二月一日前」を「これらの基準日前」に改める。

日」という。)に、「六月一日及び十二月一日以前」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に、「六月一日及び十二月一日前」を「これらの基準日前」に改める。

(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第十四条 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年十二月」を「昭和二十五年」に、「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に、「基き」を「基づき」に改める。

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第十五条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和三十三年大分県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に、「基き」を「基づき」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第十六条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年大分県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条中技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第十二条の改正規定及び第十条中公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)後一年間において行われる第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第七条第四項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

3 施行日から起算して一年間は、改正後の給与条例第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

~~~~~  
大分県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県条例第七号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県職員定数条例の一部を改正する条例

大分県職員定数条例(昭和二十四年大分県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、八五七人」を「三、七九四人」に改め、同項第三号中「六八〇人」を「六六五人」に改め、同項第七号中「三三四人」を「三三〇人」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

八 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業中の職員  
第二条に次の一項を加える。

3 前項第八号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が第一項各号に掲げる職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、一年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十三年大分県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項の表及び第二項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

平成二十八年三月三十日

附則第六条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第九号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県立総合体育館の項中

|            |     |      |
|------------|-----|------|
| ボルダリングウォール | 一時間 | 二五〇円 |
|------------|-----|------|

を

|              |     |      |
|--------------|-----|------|
| 館内ボルダリングウォール | 一時間 | 三五〇円 |
| 館外ボルダリングウォール | 一時間 | 二五〇円 |

に、

|            |       |     |
|------------|-------|-----|
| ボルダリングウォール | 一人一時間 | 五〇円 |
|------------|-------|-----|

を

|              |       |      |
|--------------|-------|------|
| 館内ボルダリングウォール | 一人一時間 | 一五〇円 |
| 館外ボルダリングウォール | 一人一時間 | 五〇円  |

に改める。

別表第三の大分県立農業大学の事務の項の次に次のように加える。

大分県報号外(条例)

| 農産物<br>検査に<br>係る登<br>録検査<br>機関登<br>録事務 | 登録手<br>数料    | 登録更<br>新手数<br>料 | 登録手<br>数料 |
|----------------------------------------|--------------|-----------------|-----------|
| 農産物の種類<br>の増加                          | 登録の区分の<br>増加 |                 |           |
| 一件                                     | 一件           | 一件              | 一件        |
| 三〇、〇〇〇円                                | 一五〇、〇〇〇円     | 一〇、一〇〇円         | 一五〇、〇〇〇円  |

別表第三の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の項中「二戸建ての住宅」を「新築する一戸建ての住宅」に、「共同住宅等」を「新築する共同住宅等」に改め、「住宅をいう。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、

|                                      |    |                                                                             |
|--------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 一〇、〇〇〇平方メートルを超える                     | 一件 | 一、六九五、〇〇〇円に認定申請戸数に二、一〇〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。 |
| を                                    |    |                                                                             |
| 一、六九五、〇〇〇円に認定申請戸数に二、一〇〇円を乗じて得た額を加算した |    |                                                                             |

|                  |    |                                         |
|------------------|----|-----------------------------------------|
| 一〇、〇〇〇平方メートルを超える | 一件 | 額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。 |
|                  |    | (適合証の提出がある場合にあつては四、三〇〇円)                |

|                                   |    |                                   |
|-----------------------------------|----|-----------------------------------|
| 既存の二戸建ての住宅(当該住宅を増築し、又は改築する場合に限る。) | 一件 | 七二、三〇〇円(適合証の提出がある場合にあつては、一五、三〇〇円) |
|-----------------------------------|----|-----------------------------------|

|             |    |                                                                           |
|-------------|----|---------------------------------------------------------------------------|
| 五〇〇平方メートル以内 | 一件 | 一四二、〇〇〇円に認定申請戸数に六、二〇〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。 |
|             |    | (適合証の提出がある場合にあつては、六、二〇〇円)                                                 |

|  |  |                                                        |
|--|--|--------------------------------------------------------|
|  |  | 二二五、〇〇〇円に認定申請戸数に五、三〇〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場 |
|--|--|--------------------------------------------------------|

|    |                                                   |                                                                                                                                                   |                                                                                                         |                                                                                                                                                   |                                                                               |
|----|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
|    |                                                   |                                                                                                                                                   |                                                                                                         | 既存の<br>共同住<br>宅等<br>(当該<br>住宅を<br>増築<br>し、又<br>は改築<br>する場<br>合に限<br>る。)                                                                           |                                                                               |
|    |                                                   | 床面積<br>の合計                                                                                                                                        |                                                                                                         |                                                                                                                                                   |                                                                               |
|    | 五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内                         | 一、〇〇〇平方メートルを超え二、五〇〇平方メートル以内                                                                                                                       | 二、五〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内                                                                             | 一件                                                                                                                                                | 一件                                                                            |
|    | 合、一〇〇〇円未満の端数は、切り捨てる。<br>(適合証の提出がある場合にあつては、五、三〇〇円) | 四、五三、〇〇〇円に認定申請戸数に三、八五〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。<br>(適合証の提出がある場合にあつては、三、八五〇円)                                           | 八、二九、〇〇〇円に認定申請戸数に三、三〇〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。<br>(適合証の提出がある場合にあつては、三、三〇〇円) | 一件                                                                                                                                                | 一件                                                                            |
| に、 |                                                   |                                                                                                                                                   |                                                                                                         |                                                                                                                                                   |                                                                               |
|    |                                                   |                                                                                                                                                   |                                                                                                         | 一 「適合証」とは、当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項中「法」という。）第六条第一項第一号に掲げる認定基準に適合していることを登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項 |                                                                               |
|    |                                                   | 一〇、〇〇〇平方メートルを超える                                                                                                                                  |                                                                                                         | 一件                                                                                                                                                | 五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内                                                  |
|    |                                                   | 二、四八四、〇〇〇円に認定申請戸数に二、五〇〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。<br>(適合証の提出がある場合にあつては、二、五〇〇円)                                          |                                                                                                         | 一件                                                                                                                                                | て得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。<br>(適合証の提出がある場合にあつては、二、七五〇円) |
|    |                                                   | 一 「適合証」とは、当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項中「法」という。）第六条第一項第一号に掲げる認定基準に適合していることを登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項 |                                                                                                         | 一 「適合証」とは、当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項中「法」という。）第六条第一項第一号に掲げる認定基準に適合していることを登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項 |                                                                               |

平成二十八年三月三十日

大分県報号外（条例）

に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）が証するものをいい、「評価書」とは、同項に規定する住宅性能評価書をいう。

二 法第六条第二項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、長期優良住宅建築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を認定申請戸数で除して得た金額を加算する。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。

を

に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）が証するものをいい、「評価書」とは、同項に規定する住宅性能評価書をいう。

二 床面積の合計は、当該認定申請を行う住宅一棟当たりについて算定する。

三 法第六条第二項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、長期優良住宅建築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を認定申請戸数で除して得た金額を加算する。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。

に改め、

同表の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の項の次に次のように加える。

|                                                                    |                    |           |                                              |                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性エネルギー消費性等を定める省令（平成二十八年経産省令））による申請を認める場合</p> | <p>二〇〇平方メートル未満</p> | <p>一件</p> | <p>三三、一〇〇円<br/>（適合証の提出がある場合にあつては、五、一〇〇円）</p> | <p>一 床面積の合計は、当該認定申請に係る部分の床面積について算定する。</p> <p>二 「適合証」とは、当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）以下この項中の「法」という。）第三十條第一項第一号に掲げる基準に適合していることを登録建築物調査機関（エネルギーの合理的利用に関する法律第七十六條第一項に規定する登録建築物調査機関をいう。）以下この項において同</p> |
| <p>以下この項中の「省令」という。）による申請を認める場合</p>                                 | <p>二〇〇平方メートル以上</p> | <p>一件</p> | <p>三五、六〇〇円<br/>（適合証の提出がある場合にあつては、五、一〇〇円）</p> | <p>二 「適合証」とは、当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）以下この項中の「法」という。）第三十條第一項第一号に掲げる基準に適合していることを登録建築物調査機関（エネルギーの合理的利用に関する法律第七十六條第一項に規定する登録建築物調査機関をいう。）以下この項において同</p>                                           |

|                                                                                                                                                                                                                |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                   |                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 建築工 物工 ネル ギー 消費 性能 向上 計画 認定 申請 に係る 審査 手数料                                                                                                                                                                      |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                   |                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                |                                                                                   | 二 共同 住宅等 (共同 住宅、 長屋そ の他の 一戸建 ての住 宅以外 の住宅 をい う。以 下のこ の項に おいて 同一 (じ。 ) の認定 を申請 する場 合 |                                                                                   |                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                |                                                                                   | 床面積 の合計                                                                            |                                                                                   |                                                                                 |
| 三〇〇 平方メ ートル 未満                                                                                                                                                                                                 | 三〇〇 平方メ ートル 以上二 〇〇平 方メー トル未 満                                                     | 二、〇 〇〇平 方メー トル以 上、五 〇〇平 方メー トル未 満                                                  | 五、〇 〇〇平 方メー トル以 上                                                                 | 三〇〇 平方メ ートル 未満                                                                  |
| 一件                                                                                                                                                                                                             | 一件                                                                                | 一件                                                                                 | 一件                                                                                | 一件                                                                              |
| 六三、五〇〇円 (適合証の提出がある場合にあっては、九、五五〇円)                                                                                                                                                                              | 一〇六、〇〇〇円 (適合証の提出がある場合にあっては、一九、四〇〇円)                                               | 一七九、〇〇〇円 (適合証の提出がある場合にあっては、四一、六〇〇円)                                                | 二五六、〇〇〇円 (適合証の提出がある場合にあっては、七三、九〇〇円)                                               | 二〇八、〇〇〇円 (当該計画がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあっては七九、九〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては九、五五〇円) |
| <p>じ。)又は登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五條第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この項において同一(じ。)が証するものをいう。</p> <p>三 「モデル建築物による基準」とは、省令第八條第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>四 法第三十條第二項(法第三十條第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出がある場合は、上記の金額</p> |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                   |                                                                                 |
| 三 非住宅建築物(省令第一條第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項において同一(じ。)の認定を申請する場合                                                                                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                   |                                                                                 |
| 床面積の合計                                                                                                                                                                                                         |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                   |                                                                                 |
| 三〇〇 平方メ ートル 未満                                                                                                                                                                                                 | 三〇〇 平方メ ートル 以上二 〇〇平 方メー トル未 満                                                     | 二、〇 〇〇平 方メー トル以 上、五 〇〇平 方メー トル未 満                                                  | 五、〇 〇〇平 方メー トル以 上                                                                 | 三〇〇 平方メ ートル 未満                                                                  |
| 一件                                                                                                                                                                                                             | 一件                                                                                | 一件                                                                                 | 一件                                                                                | 一件                                                                              |
| 三三五、〇〇〇円 (当該計画がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあっては二五、四〇〇円)                                                                                                                                                       | 四七八、〇〇〇円 (当該計画がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあっては二一六、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては七三、九〇〇円) | 五八八、〇〇〇円 (当該計画がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあっては二八一、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては一六、〇〇〇円)  | 五八八、〇〇〇円 (当該計画がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあっては二八一、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては一六、〇〇〇円) | 六九六、〇〇〇円 (当該計画がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあっては七九、九〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては九、五五〇円) |
| <p>に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六條第一項の規定による確認申請又は同法第十八條第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額(同法第六條の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る構造計算</p>               |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                   |                                                                                 |

平成二十八年三月三十日

大分県報号外(条例)

| 認定変更計画向上性能消費エネルギー建築物                             |                               |                                                                                 |                                      |                                |    |                                                                           |                                                                                                                                              |    |                                                                                              |
|--------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定<br>変更<br>計画<br>向上<br>性能<br>消費<br>エネルギー<br>建築物 |                               | 四<br>複合建築物(省令第一<br>条第一項第一号に規定す<br>る複合建築物をいう。以<br>下この項において同<br>じ。)の認定を申請する<br>場合 | 以上二<br>五、〇<br>〇〇平<br>方メー<br>トル未<br>満 | 二五、<br>〇〇〇<br>平方メ<br>ートル<br>以上 | 一件 | として申請された<br>場合にあつては三<br>三八、〇〇〇円、<br>適合証の提出があ<br>る場合にあつては<br>一四七、〇〇〇<br>円) | 適合性判定<br>手数料を加<br>算して得た<br>額)を加算<br>する。この<br>場合、一〇<br>〇円未満の<br>端数は、切<br>り捨てる。                                                                |    |                                                                                              |
|                                                  |                               |                                                                                 |                                      |                                |    |                                                                           |                                                                                                                                              | 一件 | 住宅部分について<br>二の規定の例によ<br>り算定した額と、<br>非住宅部分につい<br>て三の規定の例に<br>より算定した額と<br>を合算した金額              |
|                                                  |                               |                                                                                 |                                      |                                |    |                                                                           |                                                                                                                                              | 一件 | 当該申請に係る建<br>築物の区分に応じ<br>建築物エネルギー<br>消費性能向上計画<br>認定申請に係る審<br>査手数料に規定す<br>る額に二分の一を<br>乗じて得た金額。 |
| 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律に<br>関係する事務                 |                               |                                                                                 |                                      |                                |    |                                                                           |                                                                                                                                              |    |                                                                                              |
|                                                  |                               |                                                                                 |                                      |                                |    | 申請に係る審査手数料                                                                |                                                                                                                                              |    |                                                                                              |
| 建築物のエネルギー消費性能向上計画認定に係る構造適合判定手数料                  |                               |                                                                                 |                                      |                                |    |                                                                           |                                                                                                                                              |    |                                                                                              |
| 床面積の合計                                           |                               |                                                                                 |                                      |                                |    |                                                                           |                                                                                                                                              |    |                                                                                              |
| 五〇、〇〇〇平方メートルを超える                                 | 一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内 | 二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内                                                    | 一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内          | 一、〇〇〇平方メートル以内                  | 一件 | この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。                                                    | 一<br>床面積の合計は、建築基準法第六条の第三項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する建築物一棟当たりについて算定する。<br>二 建築基準法第二十条第一項第二号イ又は同項第三号イに規定するプログラムにより構造計算が行われたものは、( )内の金額とする。 |    |                                                                                              |
| 七三五、〇〇〇円(四〇〇、〇〇〇円)                               | 四〇四、〇〇〇円(二三九、〇〇〇円)            | 三〇五、〇〇〇円(二八九、〇〇〇円)                                                              | 二七二、〇〇〇円(一七三、〇〇〇円)                   | 二〇六、〇〇〇円(二四〇、〇〇〇円)             | 一件 |                                                                           |                                                                                                                                              |    |                                                                                              |



|                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                 |                                                                           |                                                   |                                                                           |                                                                          |                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                 |                                                                           |                                                   |                                                                           |                                                                          |                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                 |                                                                           |                                                   | 一戸建ての住宅の認定を申請する場合                                                         |                                                                          |                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                 |                                                                           |                                                   | 床面積の合計                                                                    |                                                                          |                                                   |
| 二〇〇平方メートル未満                                                                                                                                                                                                             | 二〇〇平方メートル                                                                       | 三〇〇平方メートル                                                                 | 三〇〇平方メートル未満                                       |                                                                           |                                                                          |                                                   |
| 一件                                                                                                                                                                                                                      | 一件                                                                              | 一件                                                                        | 一件                                                |                                                                           |                                                                          |                                                   |
| 三三、一〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては五、一〇〇円）                                                                                                                                                                         | 三三、一〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては三〇、八〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては九、五五〇円）         | 一〇六、〇〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては三〇、八〇〇円）                         | 一〇六、〇〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては九、五五〇円）  | 三五、六〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては一八、一〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては五、一〇〇円）   | 三三、一〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては五、一〇〇円）                          | 三三、一〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては五、一〇〇円）   |
| <p>一 床面積の合計は、当該認定申請を行う建築物一棟当たりについて算定する。</p> <p>二 「仕様基準」とは、省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>三 「適合証」とは、当該建築物が法第二条第三号の建築物エネルギー消費性ギン基準に適合していることを登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が証するものをいう。</p> <p>四 「モデル建物法による基準」とは、省令第一条第一項</p> |                                                                                 |                                                                           |                                                   |                                                                           |                                                                          |                                                   |
| 建築工場の建設費                                                                                                                                                                                                                | 住宅性能                                                                            | 認定申請に係る審査手数料                                                              |                                                   |                                                                           |                                                                          |                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                 |                                                                           |                                                   |                                                                           | 共同住宅等の認定を申請する場合の床面積の合計                                                   |                                                   |
| 五、〇〇〇平方メートル以上                                                                                                                                                                                                           | 二、〇〇〇平方メートル以上                                                                   | 三〇〇平方メートル未満                                                               | 三〇〇平方メートル                                         |                                                                           |                                                                          |                                                   |
| 一件                                                                                                                                                                                                                      | 一件                                                                              | 一件                                                                        | 一件                                                |                                                                           |                                                                          |                                                   |
| 二五、六〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては一四三、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては七三、九〇〇円）                                                                                                                                               | 二〇八、〇〇〇円（当該建築物がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあっては七九、九〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては九、五五〇円） | 一七九、〇〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては九四、五〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては四一、六〇〇円） | 一七九、〇〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては九四、五〇〇円） | 二五、六〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては一四三、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては七三、九〇〇円） | 二〇八、〇〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては七九、九〇〇円、適合証の提出がある場合にあっては九、五五〇円） | 一七九、〇〇〇円（当該建築物が仕様基準に適合するものとして申請された場合にあっては九四、五〇〇円） |
| 第一号口に定める基準をいう。                                                                                                                                                                                                          |                                                                                 |                                                                           |                                                   |                                                                           |                                                                          |                                                   |

平成二十八年三月三十日

大分県報号外（条例）

|                                                                                       |                                                                                        |                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                       |                                                                                        |                                                                                        |
|                                                                                       |                                                                                        |                                                                                        |
| 三 非住宅建築物の認定を申請する場合                                                                    |                                                                                        |                                                                                        |
| 床面積の合計                                                                                |                                                                                        |                                                                                        |
| 五、〇〇〇平方メートル以上                                                                         | 二、〇〇〇平方メートル以上                                                                          | 三〇〇平方メートル以上                                                                            |
| 一件                                                                                    | 一件                                                                                     | 一件                                                                                     |
| 五八八、〇〇〇円<br>(当該建築物がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあつては二八一、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては一六、〇〇〇円) | 四七八、〇〇〇円<br>(当該建築物がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあつては二一六、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては七三、九〇〇円)  | 三三五、〇〇〇円<br>(当該建築物がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあつては一三三、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては二五、四〇〇円)  |
|                                                                                       |                                                                                        |                                                                                        |
|                                                                                       |                                                                                        |                                                                                        |
| 四 複合建築物の認定を申請する場合                                                                     | 二五、〇〇〇平方メートル以上                                                                         | 一〇、〇〇〇平方メートル以上                                                                         |
| 一件                                                                                    | 一件                                                                                     | 一件                                                                                     |
| 住宅部分について二の規定の例により算定した額と、非住宅部分について三の規定の例により算定した額とを合算した金額                               | 七九三、〇〇〇円<br>(当該建築物がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあつては三九六、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては一八三、〇〇〇円) | 六九六、〇〇〇円<br>(当該建築物がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあつては三三八、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては一四七、〇〇〇円) |
| 別表第四の行政書士試験事務の項の次に次のように加える。<br>調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第二項に規定する指定試験機関               |                                                                                        |                                                                                        |
| 調理師免許事務                                                                               | 試験手数料                                                                                  |                                                                                        |

別表第四の保育士試験事務の項の次に次のように加える。

|           |                    |                                               |
|-----------|--------------------|-----------------------------------------------|
| 介護保険法関係事務 | 介護支援専門員実務研修受講試験手数料 | 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十九条の二十七第一項に規定する指定試験実施機関 |
|-----------|--------------------|-----------------------------------------------|

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十号

大分県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第一条 大分県住民基本台帳法施行条例（平成十四年大分県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改める。  
第四条中「提供」の下に「（同項第二号に掲げる場合における提供に限る。）」を加える。

別表第一の第一号を削り、同表の第二号中「。以下この号において「法」という。」を削り、同号イ中「法」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改め、同号を同表の第一号とし、同表中第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）別表第一の一の項から五の項までの事務の欄に掲げるもの

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

|           |                                                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 知事以外の執行機関 | 事 務                                                                              |
| 一 教育委員会   | 大分県恩給条例による年金である給付の支給に関する事務のうち、次に掲げるもの<br>一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 |

平成二十八年三月三十日

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二 教育委員会   | 二 給付を受ける権利に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査<br>三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認                                                                                                                                                                   |
| 三 選挙管理委員会 | 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による立候補の届出等に関する事務のうち、次に掲げるもの<br>一 公職選挙法第八十六条第一項若しくは第二項の規定による届出若しくは同条第三項の届出の受理又はそれらの届出に係る事実についての審査<br>二 公職選挙法第八十六条の四第一項（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは同条第二項、第五項、第六項若しくは第八項（漁業法第九十四条において準用する場合を含む。）の届出の受理又はそれらの届出に係る事実についての審査 |
| 四 選挙管理委員会 | 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下この項において「令」という。）による選挙長等の告示に関する事務のうち、令第八十一条（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する場合を含む。）の規定による告示に係る者の氏名又は住所の確認                                                                                                                                    |
| 五 監査委員    | 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）による監査に関する事務のうち、同法第二百四十二条第一項の規定による請求人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認                                                                                                                                                                                   |

第二条 大分県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条中「（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条を第六条とする。

第三条を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

大分県報号外（条例）

(本人確認情報を提供する県内の市町村の執行機関及び提供に係る事務)

**第二条** 法第三十条の十三第一項に規定する条例で定める県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下「県内の市町村の執行機関」という。)は、市町村長とする。

2 法第三十条の十三第一項に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第三条第一項の発給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 旅券法第十二条第一項の査証欄の増補の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 旅券法第十七条第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

(県内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

**第三条** 知事が行う法第三十条の十三第一項の規定による知事保存本人確認情報の県内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて県内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

別表第一中「第二条関係」を「第四条関係」に改める。

別表第二中「第三条関係」を「第五条関係」に改める。

**附則**

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十八年七月四日から施行する。

大分県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県条例第十一号**

**大分県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例**

大分県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年大分県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「千分の〇・四四」を「零」に改める。

**附則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県条例第十二号**

**指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例**

(指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第一条** 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

「第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準」

目次中 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第一百五十五条・第一百六条)を

第二款 人員に関する基準(第一百七条・第一百八条)を

第三款 設備に関する基準(第一百九条・第二十条)を

第四款 運営に関する基準(第二十一条・第三十二条)を

「第五節 削除」に改める。

第一百一条第一項第三号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第一百八条中「(第五節を除く。)」を削る。

第一百十条中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」に改める。

第七章第五節を次のように改める。

**第五節 削除**  
第一百五十五条から第三十二条まで 削除  
第三十三条第一項第三号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削

り、「以下この条」の下に「及び第百三十五条」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第百八十三条中「指定通所介護事業所」の下に「指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第二百三十九条中「指定居宅サービス事業者」の下に「又は指定地域密着型サービス事業者」を加える。

第二百四十七条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「規則で定めるサービス」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第二条** 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第十二項中「指定短期入所生活介護事業所等」を「若しくは指定短期入所生活介護事業所等」に改め、「指定地域密着型サービス基準」という。）の下に「第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」を加える。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第三条** 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第八條第二十三項」を「第八條第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第三十九条第一項第六号中「二以上」を「二以上」に改める。

（指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第四条** 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号）の一部を次のように改正す

る。

第二百三十四条第二項中「指定居宅サービス事業者」の下に「指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第三項中「指定通所介護をいう。）」の下に「指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）」を加える。

（指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第五条** 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成二十七年大分県条例第十号）附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第三号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）」に、「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護（指定地域密着型通所介護等」という。）」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第八項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第百一条第一項から第七項まで」を「第百一条第一項から第六項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十條第一項から第七項まで」に改める。

第百一条第四項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第三項まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第一項から第三項まで」を加える。

第百十四条第七項中「第六項」を「第五項」に改める。

**附則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条中第三十九条第一項第

六号の改正規定は、公布の日から施行する。

大分県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十三号

大分県安心こども基金条例の一部を改正する条例

大分県安心こども基金条例(平成二十一年大分県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年六月三十日」を「平成三十年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第五号中「及び附則第三項」を削り、同条第八号口の表の二階の項中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、同表の三階の項中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に、「第二条第七号の二」を「第二条第七号」に改め、同表の四階以上の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)」を有する付室」を「付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

第五十八条第二項第五号、第六十四条第九号及び第七百七条第八号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附則中第十一項を第十五項とし、第三項から第十項までを四項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の四項を加える。

3 第五十条第二項ただし書の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

4 第五十条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

5 一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に應じて置かなければならない保育士の数を超える場合における第五十条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に應じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

6 前二項の規定を適用するときは、保育士(附則第二項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前二項の規定の適用がないとした場合の第五十条第二項により算定されるものをいう。)の三分の二以上、置かなければならない。

(大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正)  
第二条 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例(平成十八年大分県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。  
(職員配置等に係る特例)

2 別表の第一及び第二の規定の適用については、当分の間、法第三条第二項及び第四項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に従い、規則で定める。

(大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)  
第三条 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(職員の数等に係る特例)

- 11 第六条並びに附則第二項及び前項の規定の適用については、当分の間、法第十三条第二項の主務省令で定める基準に従い、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十八条第五号の改正規定は公布の日から、同条第八号口の表の改正規定は同年六月一日から施行する。

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十五号

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 障がいを理由とする差別の禁止(第八条―第十六条)

第三章 障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策(第十七条―第二十四条)

第四章 雑則(第二十五条)

附則

私たち大分県民は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重するとともに、相互に助け合い、支え合う社会を実現することを願う。

本県では、これまで、障がいのある人のスポーツの振興や就労促進等を通じて、障がいのある人となない人の相互理解の促進や障がいのある人の社会参加の推進に積極的に取り組んできたところである。しかしながら、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別及び偏見並びに障がいのある人に対する支援及び理解の不足により、障がいのある人が自らの意思により選択することを妨げられ、将来の夢や希望を諦めざるを得なかったり、その家族、特に障がいのある子の親が子を残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む等障がいのある人やその家族が社会の中で暮らすことに困難を感じ苦しんでいる状況が存在する。

平成二十八年三月三十日

我が国が障害者基本法をはじめとする国内法を整備し障害者の権利に関する条約を批准する等障がいのある人の権利の実現に向けた取組が進められる中、私たち大分県民は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別を解消するための取組を一層推進し、障がいのある人が選択の機会を確保されつつ必要な支援を受けて地域社会の中で安心して心豊かに暮らせる日を一日も早く実現しなければならない。

ここに、全ての障がいのある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえつつ、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって、誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障がいのある人に対する県民の理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策に関し、基本原則を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策の基本的な事項を定めることにより、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障がいがある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 障がいを理由とする差別 障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為(社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない場合に、合理的配慮を怠ることを含む。)をいう。
- 四 合理的配慮 障がいのある人が障がいのない人(障がいのある人以外の者をいう。以下

大分県報号外(条例)

下同じ。)と同じように日常生活又は社会生活を営むため、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がいのある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。)があつた場合において、社会的障壁の除去について、現状を変更し、又は調整し、その他必要かつ合理的な配慮をすることをいう。

(基本原則)

**第三条** 第一条に規定する社会の実現は、全ての障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障がいのある人は、必要な支援を受けながら、自らの意思により選択し、自分の人生を自分らしく生きることができること。

二 全て障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

三 全て障がいのある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することができること。

四 全て障がいのある人は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

五 障がいを理由とする差別の解消を図るための施策は、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じ、策定され、及び実施されること。

六 障がいのある人に対する理解を深めること及び障がいを理由とする差別を解消することとは、全ての県民が取り組むべき課題であるという認識が共有されること。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する基本原則にのっとり、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を策定し、及び実施しなければならぬ。

2 県は、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親等生活を主として支える者が死亡した後の生活の維持及び防災対策に関する課題その他の障がいのある人の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努めるものとする。

(県民の責務)

**第五条** 県民は、第三条に規定する基本原則にのっとり、障がいを理由とする差別の解消に

寄与するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

**第六条** 県は、市町村が障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施するために必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(財政上の措置)

**第七条** 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 障がいを理由とする差別の禁止

(障がいを理由とする差別の禁止)

**第八条** 何人も、障がいを理由とする差別をしてはならない。  
2 合理的配慮は、社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう適切に行われなければならない。

(福祉サービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止)

**第九条** 福祉サービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(医療の提供における障がいを理由とする差別の禁止)

**第十条** 医師その他の医療従事者は、障がいのある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 医師その他の医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

(商品の販売及びサービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止)

**第十一条** 商品の販売又はサービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して商品の販売又はサービスの提供を行う場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働及び雇用における障がいを理由とする差別の禁止)

**第十二条** 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除



き、障がいのある人に対して、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、障がいのある人を雇用する場合において、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の労働条件について、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業主は、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人を解雇してはならない。

(公共的施設及び公共交通機関の利用における障がいを理由とする差別の禁止)

第十三条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物その他の施設の所有者、管理者又は占有者は、障がいのある人に対して、建物その他の施設の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第四号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障がいのある人が車両等（同条第七号に規定する車両等をいう。以下この条において同じ。）を利用しようとする場合において、当該車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障がいのある人の生命又は身体を保護するためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、当該車両等の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(不動産取引における障がいを理由とする差別の禁止)

第十四条 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引を行うおととする者は、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、不動産取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(情報の提供及び受領における障がいを理由とする差別の禁止)

第十五条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者は、障がいのある人に情報を提供する場合において、障がいのある人が選択した情報の提供の方法によることに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

ない。

2 不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障がいのある人から情報を受領する場合において、障がいのある人が選択した意思表示の方法によっては障がいのある人の意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、情報の受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(教育における配慮)

第十六条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、教育上必要な支援を講じなければならない。

第三章 障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策

(特定相談)

第十七条 何人も、障がいを理由とする差別があつたときは、県に対して、当該障がいを理由とする差別に係る事実（以下「対象事実」という。）についての相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があつたときは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。

二 対象事実の関係者（以下「関係当事者」という。）間の調整を行うこと。

三 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(専門相談員)

第十八条 知事は、前条第二項各号に掲げる業務その他障がいを理由とする差別を解消するための取組を適正かつ確実に進め、障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人の権利擁護に関し優れた識見を有すると認められる者を専門相談員として任命することができる。

2 専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

3 専門相談員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 第一項の規定にかかわらず、県は、障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人の権利擁護に関し優れた識見を有すると認められる者に、前条第二項各号に掲げる業務その他障がいを理由とする差別を解消するための取組の全部又は一部を委託することができる。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による委託を受けた者について準用する。  
(連携及び協力)

第十九条 専門相談員及び前条第四項の規定による委託を受けた者は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員その他専門知識をもって障がいのある人からの相談を受ける者と連携し、及び協力し、業務を遂行するものとする。

(あつせんの申立て)

第二十条 障がいのある人は、第十七条第二項の特定相談を経てもなお自己に対する対象事案が解決しないときは、知事に対してあつせんの申立てをすることができ、当該障がいのあ

る人の家族その他の関係者が、当該障がいのある人に代わって、前項の規定によりあつせんの申立てをすることができ、ただし、当該申立てをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前二項の申立ては、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)その他の法令に基づき不服申立て又は苦情申立てをすることができ、行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(あつせん)

第二十一条 知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあつたときは、大分県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)に対し、あつせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定による求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、あつせんを行うものとする。

- 一 あつせんの必要がないと認められるとき。
- 二 対象事案の性質上あつせんを行うことが適当でないとき。
- 三 協議会は、あつせんを行うために必要があるときは、関係当事者から意見を聴取し、又は意見書その他の資料の提出を求めることができる。

4 協議会は、対象事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

5 協議会は、あつせんによつては対象事案の解決の見込みがないと認めるときは、あつせ

んを打ち切ることができる。

6 協議会は、あつせんを行った場合はその結果を、あつせんを行わないこととした場合は

その旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第二十二条 協議会は、あつせんの申立てがあつた対象事案において障がいを理由とする差別をしたと認められる者が、正当な理由なく、あつせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず当該あつせんに従わないときは、知事に対して、当該者に当該障がいを理由とする差別を解消するために必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、当該障がいを理由とする差別をしたと認められる者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

(公表)

第二十三条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、その旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(啓発活動等の推進)

第二十四条 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るため、啓発活動の推進、障がいのある人と障がいのない人の交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雑則

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(大分県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

2 大分県障害者施策推進協議会条例(昭和四十八年大分県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和四十五年法律第八十四号」の下に「以下「法」という。」を加える。

第十条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(部会)

**第九条** 協議会は、あつせんを行うため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する者五人をもつてあつせんを行う。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によつて定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、あつせん案の作成は、委員及び臨時委員の全員一致をもつて行うものとする。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の議決とすることができる。

7 第七条第三項並びに前条第一項及び第二項の規定は、部会について準用する。この場合において、第七条第三項及び前条第一項中「会長」とあるのは「部会長」と、第七条第三項中「委員」とあるのは「委員又は臨時委員」と、前条第二項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

3 臨時委員は、あつせんに関する事務が終了したときは、解任されるものとする。

第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一号に規定するあつせん(以下「あつせん」という。)を行うため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

第三条に次の一項を加え、同条を第四条とする。

4 臨時委員は、学識経験のある者、障害者及びその家族を代表する者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに事業者(事業者団体を含む。)を代表する者のうちから、知事が任命する。

第二条の次に次の一条を加える。

(所掌事務の特例)

**第三条** 協議会は、法第三十六条第一項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を行う

う。

一 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例(平成二十八年大分県条例第十五号)第二十一条第二項の規定によりあつせんを行うこと。

二 障害を理由とする差別の解消を図るための施策に関する事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十六号

**指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例**

(指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第一条** 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第百五十条」を「第百五十条」に、「・第百六十条」を「第百六十条」に改める。

第九十五条第一号中「(以下同じ。）」であつて」を「(以下「指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))であつて」に、「(以下同じ。))を提供する」を「(以下「指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))を提供する」に改め、同条第二号中「(以下同じ。))」の食堂」を「(以下「指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。))の食堂」に改め、「第百三条第一項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二号第二項第一号」を加え、「同項に規定する」を削り、「指定通所介護の利用者」を「指定通所介護等を利用する者」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業

所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の利用者」を「指定通所介護等を利用する者」に改める。

第九十六条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準」に、「第一百十条第一号において」を「以下」に改める。

第一百十条第一号中「通いサービス、」の下に「第四百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第五百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービスの利用定員」の下に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と第九十六条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第五百九十九条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業基準条例第八十一条において準用する指定通所支援事業基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）」を加える。

第四百九十九条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の利用者」を「指定通所介護等を利用する者」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の利用者」を「指定通所介護等を利用する者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

**第四百九十九条の二** 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサ

ービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第五百九十九条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の利用者」を「指定通所介護等を利用する者」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の利用者」を「指定通所介護等を利用する者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

**第五百九十九条の二** 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

（指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第二条** 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「指定通所介護事業者をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「以下同じ。」を提供する場合に「は、当該指定通所介護」を「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する場合には、当該指定通所介護等」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業所をいう。」又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する

指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）に、「指定通所介護事業所に」を「指定通所介護事業所等に」に改め、同条第一号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の下に「（指定居宅サービス基準条例第百三条第一項又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護等を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第三号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第六十一条の二中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、同条第一号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス基準条例第百四十九條の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第百五十九條の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四條に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）」第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス基準条例第百四十九條の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第百五十九條の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第四号中「利用者数及び」を「利用者数並びに」に改め、「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス基準条例第百四十九條の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第百五十九條の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県自殺予防対策強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十七号

#### 大分県自殺予防対策強化基金条例の一部を改正する条例

大分県自殺予防対策強化基金条例（平成二十一年大分県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十八号

#### 大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十三年大分県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十章 大分県消費生活審議会（第四十三條）  
第十一章 雑則（第四十四條・第四十五條）

第十章 消費生活センターの組織及び運営に関する事項等（第四十三條）  
第十一章 大分県消費生活審議会（第四十四條）

第十二章 雑則（第四十五條・第四十六條）

第十一章中第四十五條を第四十六條とし、第四十四條を第四十五條とし、同章を第十二章とする。

第十章中第四十三條を第四十四條とし、同章を第十一章とする。

第九章の次に次の一章を加える。

#### 第十章 消費生活センターの組織及び運営に関する事項等

第四十三條 知事は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十條第一項の施設又は機関（以下「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

平成二十八年三月三十日

大分県報号外（条例）

る。

- 一 消費生活センターの名称及び住所
- 二 消費生活センターにおいて法第八条第一項第二号イ及びロの事務を行う日及び時間
- 三 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。
- 四 消費生活センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者を消費生活相談員として置くものとする。
- 五 知事は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。
- 六 知事は、消費生活センターにおいて法第八条第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。
- 七 知事は、法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県いじめ問題調査委員会条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広瀬 貞

大分県条例第十九号

大分県いじめ問題調査委員会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)第三十條第二項及び第三十一條第二項の規定に基づき、大分県いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じ、法第二十八條第一項の規定による調査の結果について調査審議してその結果を知事に答申するものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第六条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第七条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第八条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第九条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第十条 委員会の庶務は、生活環境部において処理する。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県就農支援資金特別会計設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十号

大分県就農支援資金特別会計設置条例を廃止する条例

大分県就農支援資金特別会計設置条例（平成二十三年大分県条例第十五号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 大分県就農支援資金特別会計の平成二十七年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際大分県就農支援資金特別会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

大分県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十一号

大分県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

大分県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年大分県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年六月三十日」を「平成三十年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十二号

大分県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

大分県建築基準法施行条例（昭和四十六年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項中「第二百二十九条の二第一項」を「第二百二十九条第一項」に改め、

同条第二項中「第二百二十九条の二の二第一項」を「第二百二十九条の二第一項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十三号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の四第一項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第

二項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第二十三条の三第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第三の口の表の備考中「中学校及び小学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第六の口の表の備考（一）中「小学校、中学校及び」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

（職員のへき地手当等に関する条例の一部改正）

第二条 職員のへき地手当等に関する条例（昭和三十五年大分県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「小、中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第二条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

平成二十八年三月三十日

大分県報号外（条例）

(指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第三条** 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

(職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部改正)

**第四条** 職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

第四条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第五条第一項第一号中「中学校卒業生」という。の下に「(同法による義務教育学校を卒業した者(以下「義務教育学校卒業生」という。))」を加え、同項第四号中「訓練期間は、中学校卒業生」の下に「(義務教育学校卒業生)」を加える。

(学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

**第五条** 学校職員の特殊勤務手当支給条例(昭和二十七年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第十条第一項及び第十一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

**第六条** 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和三十二年大分県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

**第七条** 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年大分県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(大分県暴力団排除条例の一部改正)

**第八条** 大分県暴力団排除条例(平成二十二年大分県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

る。

**附則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条中第一条、第三条及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十四号

**大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例**

大分県地方警察職員定数条例(昭和二十九年大分県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一、一七八人」を「一、一八四人」に、「六一六人」を「六二〇人」に、「二、〇七三人」を「二、〇八三人」に、「三五四人」を「三四五人」に、「二、四二七人」を「二、四二八人」に改め、同条第二項第八号中「(警察官に限る。)」を削る。

**附則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。